

社会福祉法人そてつの会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そてつの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき評議員及び役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう

2 報酬は、評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員の業務報酬等)

第4条 理事長は、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営に従事し、別表2により報酬を支払う。

2 監事が、法人の事業報告及び決算について監査業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

(委員等の勤務報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員の選任・解任の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

2 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

(講師に対する報酬)

第6条 本会が開催する研修会や講演会等に依頼した講師に対して、別表2により報酬を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、出張する場合は、社会福祉法人そてつの会旅費規程を準用する。

(重複支給の防止)

第8条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第 9 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	備 考
役 員	日額 3,000円	理事会開催時に支給する
評議員	日額 3,000円	評議員会開催時に支給する

別表2（第4条・5条・6条関係）

名 称	報 酬	備 考
理事長	月額150,000円	常勤とし、職員の給料日に準じて支給する
監 事	日額 10,000円	法人の事業報告及び決算の監査時に支給する。
評議員選任・解任委員	日額 3,000円	評議員選任・解任委員会開催時に支給する
苦情対応第三者委員	日額 3,000円	法人が提供する福祉サービスに関する苦情対応時に支給する
講 師	日額100,000円以内	内容等を考慮して、開催後に支給する